

令和 2 年度第 19 回庁議提案  審議・報告・その他

提出 日：令和 3 年 1 月 13 日

担当部・課：建設部住宅課〔内線 5 5 5 5〕

① 件 名	石巻市営住宅の入居に関する制度の見直し等について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】</p> <p>令和 2 年 7 月から「石巻市営住宅等の用途廃止に伴う入居者移転計画」（以下「移転計画」という。）により、既存市営住宅の入居者の復興公営住宅への移転を進めているが、現行の石巻市営住宅条例では、60 歳未満の若年単身者の入居（移転計画による入居を含む。）は、過疎地域等に限定されている。</p> <p>また、市営住宅のうち飯野川本屋敷住宅は昭和 40 年の供用開始から 50 年以上が経過し、施設の老朽化も著しいため、令和 2 年 3 月以降募集停止としている。</p> <p>【目的】</p> <p>移転計画にもとづく市営住宅への入居の場合、市内全域への入居を可能とし、事業の推進を図る。また、老朽住宅を用途廃止し、適正な管理戸数の確保を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】</p> <p>石巻市営住宅条例（平成 17 年条例第 273 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>無〕・〔個別計画との整合性：<input checked="" type="checkbox"/>有・無〕】</p> <p>石巻市営住宅等の用途廃止に伴う入居者移転計画及び石巻市公営住宅等長寿命化計画</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>昭和 40 年～昭和 49 年 飯野川本屋敷住宅供用開始</p> <p>令和 2 年 3 月 31 日 飯野川本屋敷住宅全入居者退去（令和 2 年 4 月 1 日募集停止）</p> <p>令和 2 年 7 月 1 日 石巻市営住宅等の用途廃止に伴う入居者移転計画策定</p>
⑤ 主な内容	<p>石巻市営住宅条例の一部改正を以下のとおり行う。</p> <p>(1) 移転計画にもとづく若年単身者の市営住宅への入居は、市内全域への入居を可能とする。</p> <p>(2) 飯野川本屋敷住宅を用途廃止し、令和 3 年度中に解体する。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移転計画の推進により入居者の住環境改善が図られる。</li> <li>・用途廃止による管理戸数の適正化と、管理費の削減が図られる。</li> </ul> <p>【市財政への負担（事業期間内）】（令和 3 年度当初予算）</p> <p>市営住宅解体経費（3 棟 10 室、約 320 m<sup>2</sup>）13,100 千円（一般財源）</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	<p>令和 3 年 2 月 市議会第 1 回定例会に、石巻市営住宅条例の一部改正について提案 （施行予定年月日：令和 3 年 4 月 1 日）</p>
⑨ その他	